

平成28年度第3回障害者支援センター運営委員会議事録

■開催日：平成28年12月15日（木）午前10時～11時30分

■場所：横浜市健康福祉総合センター 9階 901・902会議室

■出席者：委員総数16名中11名出席

大塚委員、松島委員、渋谷委員、永田委員、大友委員、八島委員、長谷山委員、下山委員、室津委員、増田委員、川島委員

(オブザーバー)

横浜市2名（高島障害支援課事業支援係長、佐藤福祉保健課担当係長）

横浜市社会福祉協議会2名（宮川事務局長、加藤総務課長）

■次第

(森センター長)

おはようございます。今回は、社会福祉法の改正について、また支援センターの代表権についてご説明をしたいと思う。よろしく願いたい。

(小野課長)

定足数の確認。16名の委員数に対し、11名出席。委員会の成立を告げる。

(村岡事務室長)

議事に入る前に先だって運営委員を新たにお願ひした、川島委員から自己紹介をお願ひしたい。

(川島委員)

横浜で弁護士をしております川島です。弁護士会から、来年の1月に35周年の表彰をするという連絡があり、何かうれしく思っている。どうぞよろしくお願ひいたします。

(村岡事務室長)

それでは、早速議事に入るが、議長については本来、谷口委員長にお願ひをするべきところだが、本日は欠席であり、職務代理者の茨木委員も欠席のため、本日に限り、議長についてはセンター長の森が務めさせていただきたいと思いますが、皆様いかがか。

(一同)

異議なし

1 議題

(1) 社会福祉法改正に伴う本会の対応について

(森センター長)

それでは、議題に入る。11月29日の理事会において、代表権の変更を含む定款の変更が審議され承認された。これを受け、できるだけ早く皆さんにご説明しなければいけないということから、本日運営委員会を開催した。社会福祉法の改正・本会定款の変更について宮川事務局長より説明する。

(宮川事務局長)

資料に基づき説明。

(森センター長)

担当理事の代表権の変更であるが、定款には、会長、副会長、常務理事及び担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選任すると規定されている。なお、障害者支援センター担当理事においては、障害者支援センター運営委員会の推薦を尊重するものとするとしている。この規定は、従前どおりである。会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行するとしており、次年度からは、私とあんしんセンターの担当理事は、其々の業務を分担執行すると規定している。今後は次回の理事会・評議員会において職務権限規程等を審議する予定である。

何か意見があれば発言いただきたい。

(渋谷委員)

今回の改正で、評議員会の権限が強まると思う。評議員は、担い手はいるのか。評議員会の構成では、サービス・支援の受け手の代表が、障害当事者も含めて少ないと思う。その辺を少し検討していただきたいのと、これは評議員会でも発言したことだが、支援センターの独立性の担保をどうするかということを引きちんとしていただきたいと思う。

(森センター長)

漠然とした不安を皆さんが抱えていて、どういう規則ができるのか、担当理事の権限がどのようになるのかと思う。説明できる段階になったら皆さんに説明したい。

(宮川事務局長)

評議員の構成は、構成会員Aが担い手の方、それから構成会員Bが地域の方々である。また学識会員に当事者の方が入っている。構成会員Bは地域の方であるが、守る会連盟の方、家族会連合会や当事者関連の方も入っている。そういったバランスを考えて、皆様から満遍ない意見等を入れられるようにしている。渋谷委員からのご意見については、意識しながら考えていく。

(大友委員)

今後は評議員会が議決機関になるということで、理事会も評議員会も非常に役割が重くなるわけだが、大手の損保会社では、社会福祉法人の役員向けの商品を開発して売り込みが始まっている。当事者に法的な問題が起こった場合に対応能力があるかというようなことで、理事や評議員から外す動き

もあるようだが、保険対応も含めて、ぜひ当事者も理事や評議員から外れないような方向で考えていただきたい。

2点目は、障害者支援センター運営委員に精神の当事者の代表が入っていないので、ぜひ障害者支援センターの運営委員に精神障害者の当事者が入るように検討していただきたい。

3点目に、横浜市は380万近い人口の大政令指定都市であるが、本来、横浜市がやるべきことを横浜市社協にやらせてきたという経過があると思うが、もっと横浜市の特質的な事情を踏まえた運営の指針というものをつくっていただきたいと考える。障害者支援センターについては、独立性の担保というか、独立性だけを強調する気はないが、権限規定等を策定する場合は、歴史的経緯や、横浜市の特質的な事情も踏まえて、十分な配慮をお願いしたいと思う。

(宮川事務局長)

理事・評議員の賠償責任に関する商品については、そういったものが用意されているということは承知している。支払いの扱いに関しては、いろいろな考え方もあると思うので、できるだけ負担にならない形でどういった保険が一番いいのかを精査し適用をきちんと考えたい。また、会長の専決規定や業務執行理事等にどういった権限を付与していくのか、また事務決裁規則の中にどうおろしていくのかを検討しているが、極端にこれまでと変わることはないと考えている。代表権というのは、例えば対外的な裁判を行う名義人であったり、契約書で契約するときの契約者の代表名等である。あとは一定の権限というのはこれまでと大幅には変わらないと考えている。

(八島委員)

一番大事なのは、代表権のことだが、これによると、障害者支援センターの担当理事として代表権を持っていたという位置づけから、業務執行理事として代表権は持たないこととなる。これは法律なので議論をしても仕方がないと思うが、関係者がたくさん委員として参画している運営委員会から情報をきちんと吸い上げて、それを新しい業務執行理事としての仕事の基本として欲しい。

今までやってきたことと中身は変わらないということであれば、規程制定に当たってきちんと担保することをぜひお願いをしたい。

(室津委員)

新しい評議員会の役割のことだが、新しい評議員会は年1回開催すればいいと、国はなっている。そうすると、今までの評議員会が果たしてきた役割というのは、どこが果たすことになるのか。要するに議決機関として位置づけられたということで、新しい役割を持つ評議員会になるわけだが、今まで諮問機関としていろんな意見を言ってきた評議員会の役割というのは、どこがどう果たすことになるのか。

(宮川事務局長)

開催については、定時評議員会として会計年度終了後3カ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催すると記載されている。これまで横浜市社協では、諮問ということではあるが実際に

は議決をしていただいている。その中でいろんなご意見も言っていただく場面として位置づけている。法が変わったからといっても、回数としては、理事会に諮り、そのときにそれに対して評議員会を開催するということになるので、回数が減るということにはならないかと思う。

(下山委員)

何となく気持ちの中に不安感があるが、やはり障害者支援センターらしさが失われないことを大事にさせていただきたい。当事者性、障害のある本人・家族の立場に立って一緒に考えていくという運動性も持った障害者支援センターが、今後もそういうところを大事にしていって欲しい。

(森センター長)

担当理事は、定期的に理事会に事業報告をおこなうことになっている。これによって、理事の皆さんも当然それを知るところになり、そういうものを通して、支援センターがこれからこういうふうになっていくという発信を理事会に対してもできるようになるとも思っている。

(長谷山委員)

支援センターという名前を最初につけたときは、余り皆さんがつけていなかったのもとてもわかりやすかったが、最近では、あちらこちらで何とか支援センターという名前がつくようになった。私たちが言っている障害者支援センターの役割はとても大きいですが、あまりアピールできていないと感じる。そういう意味ではチャンスと思って、私たちが支援センターの役割の大きさを、全面的に積極的に出していただきたいと思います。

4-9にあるように、無料または低価格な料金で提供されることということを一般市民に対して行うことは、とても大事なことだが、逆にこれを勘違いされる方が多い。私たちは講演を頼まれることも多いが、頼まれるときに交通費も出ないことが多い。社協から頼まれる場合も、交通費が出るかどうかかわからない中で来ていただけますかと言われることがあるので、検討をいただきたい。

(宮川事務局長)

そういうことがあれば、大変失礼した。今後きちんと考えていきたいと思う。今後、点検していく。

(大友委員)

社協に対するお願いだが、この法改正を機に、社協が地域の社会福祉事業を担う中核的な役割というふうに明記されたわけだが、横浜市の社協はどちらかというと、18区の社会福祉協議会の支援・調整の部分にかなり重きがあったと思い、市社協としての独自事業はどうだったのかということがある。今度は福祉を担う中核的な事業として位置づけられたので、横浜市社協としての独自事業を考えていただきたい。

(宮川事務局長)

市社協では、地域活動部として、区社協が地域を支援する際にふれあい助成金のような地域の福祉

に関する活動を支援するといったことに関して、区の特性も生かしながら、バランスを図り調整をとってきた。また、社会福祉部では、会員を中心に、高齢施設部会、保育部会、障害や児童関連といったような部会活動の支援という形で、意見を賜りながら、行政のほうにもフィードバックしている。また、市域に関して広域的な内容について、市社協が担って支援をしていくという中で、事業的には、ふれあい助成金もさることながら、子育てサポートシステムなども担っている。大友委員のご意見を参考に今後検討していく。

(川島委員)

評議員会が議決機関になり、重要な役割を担うことになるが、私の心配な点としては、改正案の52条で定款の変更をどう扱うかである。担当理事が、業務執行理事として位置づけているが、定款が変更されたら、いつの間に無くなっているという不安があって、定款の改正規定を確認したら、前は理事総数の3分の2だったが、改正では評議員会の決議であって議決ではない。決議とは何かよく判らないが、規定の変更で微妙に表現が違っているというのは何か事情があるのか。拘ることではないと思うが説明をいただきたい。

(宮川事務局長)

議決が決議になったことについて、同等の位置づけかとは考えている。質問については、評議員の2-8の権限に、定款の変更については12条にあり、16条には評議員会の決議に関して特別な利害関係を有する評議員を除いて過半数が出席して、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによるということで、一定のきちんとした縛りをもって慎重な進め方によって決まるということになっている。その2項では定款の変更に関しては、3分の2以上に当たる多数をもって行わなければいけないということで、より議決の縛り、決議の縛りが厳しくなっているということでご理解いただきたい。

(下山委員)

定款12条だが、理事総数の3分の2以上の同意を得て、評議員会の承認を受けなければならないということか。承認というのは、半数以上という意味になるのか。理事総数の3分の2以上というのは記載があるが、評議員会の承認は、具体的にはどのようなことか。

(加藤総務課長)

評議員会に関しては、第16条にあるように評議員会の決議においては、過半数ということが謳われている。ただし、2項になるが、監事の解任や定款の変更に関しては重大なことであるので、評議員の3分の2以上に当たる多数の承認が必要となる。かつ、12条のただし書きに評議員会は次の事項について決議をしますとあり、第4号・第6号・第9号及び第11号の予算及び事業計画の承認や予算外の新たな義務の負担、基本財産の処分、公益を目的とする事業に関する重要な事項の承認については、理事会での3分の2以上の承認を得る必要があり、重要な事項ほど決議には、過半数よりも3分の2以上の方が承認を要することになる。

(下山委員)

定款の変更については、評議員会において3分の2以上の承認ということか。

(加藤総務課長)

その通り。定款の変更の権限は、理事会にはなくて評議員会だけにあり、評議員会において3分の2以上ということで、過半数よりももっと厳しい基準となっている。

(大塚委員)

評議員会のことだが、そんなにかたく考えることではないように思う。いろんな方の意見をどう聞いていくか、運営はどうなっていくかというようなことが一番大事なことである。先日、神奈川リハビリテーションセンターの評議員会に出席した。承認の人数だとかいろいろな縛りはあり、一応議決は過半数以上なければいけないというような状況はあるが、心配されていたようなことでは余りなく、グローバルにいろいろな事業の展開を交換できる、それをどう考えていくかというような場として捉えていくのも一つの側面であるのではないかと思っている。

(森センター長)

議題1について、よろしいか。

(一同)

了承。

(森センター長)

長い時間ありがとうございました。これで運営委員会を終了する。

次回 平成29年1月23日(月)10時から